

## 総合政策研究科法学専攻（修士課程）3つのポリシー

### ディプロマ・ポリシー

駿河台大学大学院（以下、本大学院という）総合政策研究科（以下、本研究科という）法学専攻（以下、本専攻という）は、建学の精神「愛情教育」を基本理念とした教育を通じて、本研究科及び本専攻の教育目的・目標に定める人材を育成することを目的としており、本研究科及び本専攻が定める大学院学則別表第Ⅰのカリキュラム表に示される各科目群の修了要件を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格すること、すなわち、下記1～5の要件を満たしたときに修士（法学）の学位を授与します。

- 1.憲法、民法、刑法等の基本的な法律科目のより深い知識及びビジネスに密接に関連する法分野の知識を修得していること。
- 2.法学の幅広い専門的視野に加え、他専攻の領域が有する視点を身に付けていること。
- 3.社会が抱えている問題の本質を理解し、これを自らの知識と連携する能力を身に付けていること。
- 4.本大学院及び本研究科の教育目的等に沿って定められた大学院学則別表第Ⅰに示される修了要件を満たすこと。
- 5.必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び試験に合格すること。

### カリキュラム・ポリシー

本専攻は、ディプロマ・ポリシーを達成するために、本大学院及び本研究科のカリキュラム・ポリシーに掲げる方針のほか、次の方針のもと、体系的な教育課程を編成・実施するとともに、同ポリシーの各要件の評価を総合的に行います。教育内容、教育方法、評価については以下のとおりです。

#### 1.教育内容

- (1) 本学建学の精神である愛情教育に基づくカリキュラムを編成する。
- (2) 本専攻の教育上の目的・目標を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的な教育課程を編成する。
- (3) 学部教育の基礎の上に立って、法学・政治学の個別分野の充実を図る。
- (4) 憲民刑分野においては、特論の形式で特殊テーマを研究する科目設定をし、又ビジネスに密接に関係する法分野を充実させる教育課程を編成する。

#### 2.教育方法

- (1) 講義、演習等を体系的に組み合わせた授業を通じて、専攻分野に関する高度の専門的知識・能力・技能を培う。
- (2) 専門領域の研究活動実践に不可欠な共通科目を設置する。
- (3) 他専攻科目の履修を容易にする。

(4)関連する専門分野の複数の教員が論文作成等の研究指導及び審査を行う体制を確保する。

### 3.評価

- (1) 各科目のシラバスに定める成績評価に基づいて評価する。
- (2) 本研究科の定める学位論文審査基準に基づく修士論文の審査及び試験を行う。

## アドミッション・ポリシー

建学の精神である「愛情教育」のもとで高度な専門的知識を学ぶ中で、卓越した見識と能力を身につけ、高度専門職業人として地域社会の諸活動の中で中核的役割を担おうとする学生・社会人を求めます。

大学院教育は、大学等における学びの基礎の上に成立しますので、以下のことを求めます。

- 1.学士課程相当の専門的知識・能力・技能を身につけている。
- 2.様々な社会事象を法的に観察し分析する素養を持ち、そのような素養を更に磨きたいという意欲と態度を有している。
- 3.本専攻で身につけた専門的知識・能力・技能を社会に還元しようとする意欲と態度を有している。

本専攻では、以上のような入学者を選抜するため、多様かつ総合的な評価による入学者選抜の機会を設けます。

[2023年4月改定]